

2003.3/3 156回 - 衆 - 予算委員会 - 20号

**藤井委員長** これにて首藤君の質疑は終了いたしました。

次に、前原誠司君。

**前原委員** 民主党の前原でございます。

総理に、まず、前回の質問の中で総理が御答弁をされたことの確認をさせていただきたいと思  
います。

国連加盟国が他国を攻撃できる正当性について、二つお答えになりました。自衛権の行使と  
国連の安保理決議と。総理がお答えになったことです。日本のスタンスというのは、そのおっし  
ゃったことで、国連に加盟をしているし、当然、他国を攻撃できる法的根拠はその二つしかない、  
また国際社会もそうあるべきだというふうに思われますか。その点、簡単にお答えください。

**小泉内閣総理大臣** はい。自衛権の行使と国連安保理の決議、この前答弁したとおりでござい  
ます。

**前原委員** その二つについて、日本の立場も当然そうであるし、国際社会もそうあるべきだ  
というふうに思われますか。

**小泉内閣総理大臣** そう思っております。

**前原委員** 外務大臣、歴史の確認で二つお答えをいただきたいんですが、一九八一年にイスラ  
エルがイラクを空爆していますね、爆撃していますね、核施設の建設で。これは国際法的にはど  
う解釈したらいいんでしょうか、これが一つ。それから、一九九九年にNATOがセルビアを空  
爆していますね、いわゆるコソボの介入というもの。この二つは、国際法的にどう正当性として  
判断したらいいんでしょうか。

**川口国務大臣** 突然の御質問ですので十分なお答えはできないかもしれませんが、まず  
前者の方ですけれども、これについては国際社会は非難をした、日本も含め非難をしたというこ  
とです。それから後者の方について、我が国としては、これが起こった、遠いところでございま  
すし、当事者でもないものですから、その状況はよくわからないということでございます。

**前原委員** 前者については非難したということは、イスラエルは国際法を逸脱した行為を行っ  
たということを日本政府としてはおっしゃっているわけですね。ということは、後者のNATO  
のセルビア空爆、コソボ介入については、アメリカも当然NATOの一員でありますので入っ  
ていますね。先ほど総理がお答えになった国連決議にはなかったわけですね。しかも、これはいわゆ  
る内紛、内乱に対する空爆であったわけで、自衛権の行使ではないわけですね。

ということは、このコソボ介入というものは国際法上問題があったんではないですか。政府の  
スタンスはどうですか。

〔委員長退席、杉浦委員長代理着席〕

**川口国務大臣** 後者の方につきましては、それは、まさに国際法というのは常にイボルブして  
いく、国際法というのは常に変化をしていく、発展生成をしていくという性格のものでございま  
すから、人道的な観点からということはどういうふうに国際法として位置づけるかということ  
であったわけですけれども、これが国際法違反であったかどうかということについて安保理で決議

があって、これは否定をされたということ、すなわち違反ではないというふうに安保理としては判断があった、そういうふうに聞いております。

**前原委員** 私は、今後起こることについても、あるいは過去起こったことについても、いかに国際法のルールというものを厳守した上で国際社会が対応していくかということを確認していかなくてはならないというふうに思います。その意味で、少し二つのことについては歴史の事実として質問をさせてもらいました。

先ほど伊藤委員からお話がありましたように、先週アメリカに伺いまして、二月の二十六日にアーミテージ国務副長官とお話をさせていただきました。そのときにアーミテージさんが言ったのは、決議六七八で攻撃は十分可能なんだ、多分公電で行っていると思いますけれども、そういう発言をされました。

今まで、私も前回の予算委員会で質問させていただきましたけれども、仮定の質問には答えられない、こういう御答弁でしたので、アメリカの国務副長官がおっしゃった六七八で武力攻撃が可能だ、そのときに、逆にパウエルさんは日本に来られていまして、与党の三幹事長ともお話をして同様の発言をされたと伺っておりますけれども、では、この解釈、仮定の質問じゃなくて、アメリカの政府高官、つまりは国務長官、国務副長官が六七八で武力攻撃は可能だと言っている。では、日本政府のその見解に対する解釈、日本政府としてはどう考えるのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

**川口国務大臣** 米国がまだ武力行使を決めたわけではない状況において、また、今後さまざまなことがイラクをめぐって起こり得る中で、米国がどのような法的根拠に基づいてそういうことをやるのかということについて、私どもは全く何も承知をしておりません。米国としても今の時点で決めたということは、その法的な根拠についても決めたということはないと思います。米国はまだ決定をしていないわけですし、したがって、万が一そういうことがあったら、そのときに米国はどのような法的な根拠で言うかということを見るしかないということでございます。

したがって、我が国としては、今、茂木副大臣が行っていますけれども、まさに平和的な解決をして、問題がそういうことにならないように最大限の努力をしているということです。

それで、この前、前原委員にお答えをしましたように、純粋に、論理的にお話をすれば、そのときの答弁は繰り返しませんけれども、そういうことは前にもあったし、純粋に、論理的に言えば、六七八の根拠が崩れているという状況があれば、六七八によって行うということは、純粋法律的、論理的には可能性としてはあるという趣旨の御答弁を前に申し上げたと思います。

**前原委員** では、統一見解を出してほしいという願いをしました。それで、それについては外務省から拒否の回答が来ていますね、不適切と考えると。なぜ不適切かということについては今外務大臣が答弁をされたとおりなので繰り返しをしませんけれども、純粋法理論的にはあり得る、こういうお話ですね。だったら、その純法律論的な話をさせていただきたいんです。

つまりは、六七八、外務省からいただいた日本語の訳というものもありますけれども、六七八で、どの文言をとって今外務大臣は純法律的、論理的にはあり得るとおっしゃったんですか。その点について、場所を示してお答えください。

川口国務大臣 幾つかの決議が関係をする事になると思いますけれども、まず、安保理の決議の六七八の規定ぶりでございますけれども、ロジックの問題として御説明をいたしますと、六七八の第二パラグラフでございますけれども、これは、あらゆる手段、必要な手段をとる、そういうことが書いてあるわけです。そして、そのときの条件として、これが二つありまして、一つが、安保理決議の六六〇、これはクウェートをイラクが侵攻したことを非難した決議ですけれども、六六〇及びあらゆる累次の関連決議を堅持かつ実施するためということが一つ。それから、二つ目として、並列して並んでいますが、同地域における国際の平和及び安全を回復するためという、二つを挙げているわけです。

そして、そもそも、政府としては、安保理の決議の解釈は、そのときの国際情勢や、その決議が成立をした経緯あるいは精神といったものを総合的に判断するという事であると考えていますけれども、決議の六七八、これは、クウェートを侵攻するといった形でこの地域の平和と安全を破壊したイラク、このイラクの行為を停止させるとともに、イラクがこの地域の平和と安全を再び脅かすことを阻止する、それを目的としているというふうに解すべきだと考えております。

したがって、政府としまして、従来から、六七八に言う「あらゆる必要な手段」、これをとるために、二つの条件を満たす、先ほど二つ言いました二つの条件の両方を満たす必要があるということは考えていないということでございまして、これについては前々から答弁を何回か過去させていただいているところでございます。

〔杉浦委員長代理退席、委員長着席〕

前原委員 六七八の主文の二つ目で、「あらゆる必要な手段を取る権限を与える。」と。その前提として今おっしゃったのが、六六〇の安保理決議を堅持かつ実施するというところと、それから、同地域における国際の平和と安全を回復するために、この二つが並列だ、こういう話ですね。

ここは、そこまでお答えになっているのであれば、ぜひここで、きょう三十分しかありませんので、純法律的な議論をしている暇はないと思いますので、これが本当に並立なのか。並立であるとすれば、今外務大臣がおっしゃったように、同地域における国際の平和と安全を回復するためというところで武力行使の法的根拠があると。

そして、もう一つ大臣がお答えにならなきゃいけないのは、これは一九九〇年なんですね、六七八というのは。ということは、もう十二、三年たっているわけですね。そのときの国際の平和と安全という考え方と今の考え方が、本当に累次的に、アーミテージ国務副長官の言葉をかりれば、セカンドレゾリューションじゃない、第二の決議じゃないんだ、十八番目の決議を今模索しているんだ、今まで十七決議やっているんだ、こういう考えに立つかどうかということのやはり説明もしていただかないと、私は今のお答えだけでは具体的な内容が詰められると思いません。

したがって、これは委員長にお願いします。

今、政府の統一見解を出すのは不適切と考えているとおっしゃいましたけれども、今まさに外

務大臣が、ある程度の中身についてお答えになりました。したがって、そのこの箇所の、今私が指摘をした点について政府の統一見解をお出しいただきたいということをお願いしたいと思いません。

**藤井委員長** その前に、答弁をもう一度。

川口外務大臣。

**川口国務大臣** 今の委員の御質問についてお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、これは一四四一の決議の中にこの六八七という決議が生きているということは、ちゃんと書いてあるわけでございます。それから、九八年の十二月にアメリカ、イギリスがイラク攻撃をした。そのときに、これは先ほども申し上げた、この地域における国際の平和及び安全を回復するためにとられた措置であるという説明がされていて、この時点で、国会でも議論がなされて、政府の御意見は申し上げたということです。

**前原委員** そうということも含めて、統一見解を出していただきたいと思えます。

**藤井委員長** 理事会で協議をいたします。

**前原委員** それでは、法律的な議論は、それを見た上でまた改めてさせていただきたいと思えます。

今回、アメリカに行かせていただいて、これは総理、聞いておいていただきたいんですけども、アメリカの戦争観が多分変化したんだろうと私は思っています。

つまりは、九月十一日のテロ以降、特にそういう考え方が強くなったと私は思うんですが、もともとの戦争の形態というのは、一般的には、ある国が、主権国家が他国に宣戦布告をして、そして攻撃をしかける、こういう戦われ方が過去の戦争においては一般的であったんだろうと思えます。

ただ、アメリカが唯一の超大国、特に軍事的な超大国になって、面と向かってアメリカに宣戦布告をして攻撃をしかける国はなくなってきた。しかしながら、面と向かっては攻撃をしないけれども、いわゆるテロ組織などに武器や資金を横流しして、そして間接的に戦争をしかけるということが新たな戦争の概念とアメリカはとらえているんじゃないかという思いを、私は今回訪米して強く感じました。

アメリカ自身も、川口外務大臣は先ほどロジックの話を、私の質問にお答えをいただいて、かなり綿密にさせていただきましたけれども、一般的なアメリカ人は、国務省の高官も含めて、パウエルさんやアーミテージさんは別ですよ、その下のレベルの方々というのは、とにかくやるんだ、イラクに対しては。そして、それについては国連決議とかそういうものは関係ない、我々は自衛権の行使をやる権利があるんだ、あるいは、イラクについては我々はやるという国内的な手続をもうとっているんだ、だからやるんだ、こういう言い方が国務省やペンタゴンの高官も含めて、あるいはいろいろなシンクタンクの方々の意見も含めて、一般的でありました。国務長官や国務副長官は、そこら辺は法律的な精緻な議論を詰めてやっておられると思えますけれども、雰囲気としてはそういう議論であったということはお伝えをしておきたいと思えます。

実際問題、この後の、この決議がなされるかどうかというのは予断を許しませんけれども、仮

に、先ほどの六七八というものが辛うじて今までの解釈に当てはまって、何とかこの急場はしのげたとしても、アメリカの今後の問題、つまり私は、イラクにとどまらない可能性があると思いますよ。

つまりは、先ほど申し上げたように、戦争観が彼らは変わっているわけですよ。つまりは、テロ支援国家に対しては、徹底的に我々はいわゆる敵対国として戦争をしてもいいんだ、そうしないと自国の安全を守れないんだ、そういう考え方に立っているわけですね。

私は、先ほど一番初めに総理に御質問をいたしまして、総理がお答えになりました。自衛権の行使と国連安保理の決議をよりどころにしない限りは国連加盟国が他国を攻撃することは許してはいけない、こういう話で、日本もそう思う、こういう話をされました。

しかし、昨年アメリカが出したいわゆる国家安全保障戦略、プリエンプション、つまりは先制攻撃、先制行動という概念がありますけれども、多分私は、先ほど申し上げた戦争の形態が変わったわけで、そういう新たな脅威に対応するためには、その二つの概念にとらわれなくても、他国を攻撃することはアメリカはやるべしという考え方に立っていると私は思っています。

そのことについて総理はどうお考えなのか、評価されるか。アメリカのことは理解できるというふうにおっしゃるのか、いや、今までの国際法の二つの枠にはめるべきだとおっしゃるのか、あるいは、私が答えを言うのはあれですけども、一をとるのか二をとるのか、三番目は、アメリカの言うことも理解できる、やはり新たな国際的なルールづくりが必要だというふうにお考えなのか。この三つから選んでください。もし三つに当てはまらない、四つがあるんだったら四つ目で結構です。

**小泉内閣総理大臣** 前原議員が指摘されたように、九月十一日のテロ以来、やはりアメリカの自国を防衛する、自国民の安全を図るという考え方に変化が出てきた、私もそう思っています。

アメリカのそういう国民感情、あれだけの多くの犠牲者を出し、しかも本土、ニューヨーク、国防省、そして他の地域にも同時攻撃がなされたということから、その国民感情は理解できませんが、やはり武力行使ということに対しては、先ほど申し上げましたように、国連安保理決議あるいは自衛権の行使、国際社会から理解されるような行動が望ましいと思っております。

**前原委員** 今後どういう世界情勢の転換になっていくかわかりませんが、私はさっき申し上げたような見通しを持っています。つまりは、今までの自衛権の行使の急迫不正の侵害という狭い範囲の自衛権の行使を認めるという考え方と、あるいは国連決議だけでは、なかなかアメリカの今後の行動というものが本当に制御し切れるかどうかということが大きな問題があります。それが先ほど申し上げた昨年の国家安全保障戦略の新たなプリエンプション、先制攻撃、先制行動という概念だと私は思うんですね。

同盟国として、あるいは国際法、国際社会の正義というものを重んじる国であれば、先ほどイスラエルあるいはコソボの介入の話もさせていただきましたけれども、やはりそういう例外があってははいけないわけです。国際法のルールにのっとった行動をすべての国がとれるような国際社会をつくっていくことが、もし日本が特に国連の安保理常任理事国入りを目指すとするれば、そう

いった崇高な考え方もやはり設立をしていく、建設をしていくというような視点に立たないと、すべて起こったときに能動、あえてきょうはそれほど掘り下げては申し上げませんが、何とか昔の国連決議に当てはまったからよかった、こういう古い考え方では、私はアメリカの戦争観の変化にはついていけない。

ひいては、ひょっとすれば今回はよかったかもしれない、何とか昔の決議で当てはまったから。では、そうじゃない場合においては日本はどうするんだと。今から質問しますがけれども、北朝鮮の問題があるからアメリカとは共同歩調をとらなきゃいけないんだということを言い続けて、国際法の正当性に反したことを、自国の現実の問題があるからとってそれに引きずられてしまえば、逆の立場で国際法を破られたときに日本がどういう態度をとるのかという、その対照性の問題で私は正当性を持ってないと思うんですね、国際社会の発言において。

そういう意味で私は、先ほどの総理が、新たな概念というよりは、今までの自衛権の概念あるいは国連決議というもののしか他国を攻撃できないんだとおっしゃいましたけれども、私は、本当にそれで今後できるかどうかということは非常に懸念をしているところでありますので、これはもう意見として申し上げておきますが、ぜひ、将来的な問題としてもお考えをいただかなきゃいけない問題だということを指摘しておきたいと思います。

最後に、防衛庁長官に質問をしたいと思います。

先ほど伊藤議員が質問されたことで、少し私も突っ込んで話をさせていただきたいと思います。

今お話をしたように、北朝鮮の問題があるからイラクには協力をしなきゃいけない、あるいはせざるを得ないんだという議論が政府・与党のかなり有力な議員から聞かれるたびに、私は非常に情けない思いをしています。先ほど申し上げたように、現実の問題と国際社会の大義、正当性というものを照らし合わせてどう判断するかということが全く検証されていないまま、短絡的な議論になり過ぎているという嫌いがして私はなりません。どちらも対応においても同一性がなければいけない、ベースにおいては。

つまりは、国際法に基づいて、あるいは、国連というみんなが支えなきゃいけない組織の運営に基づいて、イラクの問題、北朝鮮の問題も、どちらも同じように照らし合わせて考えなきゃいけない。自国の利益不利益があるからイラクに対してはアメリカを支援するというような言い方をするのは、余りにも情けないというふうに私は思っています。

そこで、長官に質問したいのは、盾と矛の役割分担というのがありますよね。つまりは、ニクソン政権のときに、日本の安全保障についてはいわゆる盾だ、専守防衛。大規模着上陸侵攻があったときには、日本の自衛隊がまず対応すると。しかし、矛の役割分担については、日米安全保障条約に基づいてアメリカに任せると。こういう形で昭和三十一年に決められたような、弾道ミサイルが来た場合における敵基地攻撃なんかは、日本は自衛権の範囲、憲法の範囲の中であるけれども、日米安保条約に基づいてアメリカに頼るという今まで考え方で来たわけです。

果たしてそれでいいのかということは、私は、今から申し上げることでやはり真剣に考えていかなきゃいけないと思うんですね。

つまりは、盾と矛の関係というのは今成り立たないんですよ。先ほど申し上げたように、大規模着上陸侵攻なんというものがあるかどうか、これからわからないわけです。つまりは、旧ソ連というものを前提として日本の安全保障が今までニクソン政権時の役割分担で来たわけですけども、大規模着上陸侵攻なんというのはあり得ないかもしれない、ひょっとしたら。ミサイルが急に飛んできたり、あるいはテロ、ゲリラが急激に日本の国内で起こる。テロ、ゲリラの内容にしても、サイバーテロのような武力を伴わないようなもので、しかし日本が大混乱して人が死ぬかもしれない、あるいは日本の経済に大きな損失が与えられるかもしれない。そういうものに対しての盾と矛の役割分担、自衛隊は今果たせないような状況になっているじゃないですか。

つまりは、北朝鮮の脅威があるからイラクには協力せざるを得ないというすべての前提が、その役割分担の旧態依然とした今までの前提では成り立たない状況から生まれてきているんだと私は思うんですね。今のままの自衛隊の体制あるいは日米の役割分担で本当に長官はいいと思われるんですか、未来志向の問題として。その点についてお答えください。

**石破国務大臣** 委員のおっしゃるような問題意識は、私たちは本当に持たなきゃいかぬのだろうと思います。

ただ、申し上げておきたいことは、北朝鮮がこうだからイラクにこう対応しなきゃいけないというそういう論理で私ども政府は申し上げたことはございません。

ただ、実際にどうやってこれも、イラクのときは知らぬ顔、北朝鮮のときには助けてくださいという話が通りますかねというような、何か巷間そういうような御議論があるようですけども、その辺をきちんと整理をする必要があるのだろう。ただ、政府としてそういうことを申し上げたことはございません。

それで、伊藤先生のときにも私はちょっと意識して申し上げたのですが、では、委員がアーミテージにお会いになって、アーミテージ副長官は、そうなったらば集団的自衛権を行使する。確かに、防衛協力の指針の中でも言われておるように、必要な打撃力の行使を考慮する、こういう言い方になっています。それを信じるのか信じないのか、そういう議論になってくるのだろうと思っています。

私たちは、日米安全保障条約というものの信頼性を高めるということでやってきました。では、打撃力を日本としても持つべきなのか否かという御議論は、それはあるのだろうと思っています。

そういう議論をどのように考えるか……(発言する者あり)末松委員がそういうふうにお話になっておられまして、きのうも某月刊誌に石破防衛庁長官にただすというふうにお書きになりました。そうしますと、私の方が、じゃ、民主党はどう考えるんだというふうに聞いたので、そんなこと言われても、おれたちは野党だからそんなことをまとめる立場にはないというようなお話でありましたが、いずれにいたしましても、私どもは、どうすれば日本の国の平和と安全を守るか、そのことはきちんと議論をしなければいけないのだろうと思っています。

そのことが日本国憲法に触れるものではない。つまり、向こうが攻撃に着手したときには、自

衛権の行使として我が方の方から敵基地に対して攻撃を加えることは、座して死を待つことが憲法の予定することとはとても思われぬ、憲法論としてはそうなんです。だとするならば、その憲法の範囲内で、私たちは、どうやって国の平和と安全、独立、国民の生命財産に責任を持てるかということ、机上の議論ではなくて、本当に責任のある立場で議論をしなければ国民の皆様方に対して責任を果たしたことはないというふうには考えておるところでございます。

**前原委員** 今の、ちゃんと私の質問にもう少し答えてください、端的に答えてください。

盾と矛の関係、盾の役割、じゃ、今果たせるんですか。考えられるような武力攻撃、つまりは大規模な着上陸侵攻ではなくて、ミサイルが飛んできたりあるいはテロが起きたりしているときに、それでも自衛隊というのは、年間五兆円も使って盾の役割を果たせるんですか。盾の役割も矛の役割も果たせないのが今の自衛隊の体制じゃないですか。それについて甘んじるんですか、どうなんですかということをお聞いているわけですよ。

**石破国務大臣** 現在、矛の役割を果たすような装備体系にはなっておりません。それが日米安全保障条約のもとでやっていくということは今日まで積み上げられた議論であります。今日まで積み上げてきた議論というものがどうなのかということは、本当に全体的な議論の中できちんきちんと論証していかなければいけない。今、矛としての役割は持ってありません。そのような装備体系は持っていません。そのような政策を今まで選択してまいりました。(前原委員「盾の役割を果たせるかどうかを聞いているんだ」と呼ぶ)盾の役割を果たせるかということですか。盾の役割、つまり打撃力は有しないが盾として守り得るかということをお尋ねになれば、それは果たし得るものだと思っています。

つまり、先方から、どことは申しませんよ、攻撃をしかけられたときにそれを防衛するという、要するにこちらから攻撃を加えなくても、向こうから攻撃を受けたときに守れるかということであれば、自衛隊は相当の能力を有しておるということは申し上げることができます。

**前原委員** 時間が来ましたのでこれで終わりにいたしますが、今防衛庁長官がお答えになったことは、実態がわかっておられながら苦しい答弁の部分があると思いますよ。

私は、アメリカとの関係というのは今後も大切だと思うし、アメリカを信じるかどうかということをおっしゃっているわけじゃないんです、それは。信じる部分はあって、同盟関係もこれから違う形にしても続けていかなきゃいけないけれども、自国を守るための体制として最低限の役割を果たせるような自衛隊なんですかというときに、時代が変化してなかなかそういう体系になっていないでしょうという話をしているわけです。そのことについて真摯な答弁をいただきたかったということでもあります。

総理、一言それに対してお答えがあれば。

**小泉内閣総理大臣** 私は、前原議員の意図、質問、よくわかります。理解できます。これはやはり大事な議論であり、日本の防衛力はどうかということに十分関連してくると思っておりますし、私は、最小限必要の防衛力を維持している、だからいいのかという質問に対して、十分かといえば、これは十分と言えないからこそアメリカと同盟関係を結んで日米安保体制を維持しているということしか言えないと思います。

どこから攻撃するか、日本一国だけで十分な防衛体制なんというのはとれないと思っているんです。だからこそ、これからそういう、防衛力はどうあるべきかという議論は、前原議員みたいな建設的な議論というのは私は大変重要なものではないかと理解しております。

**前原委員** 終わります。

**藤井委員長** これにて前原君の質疑は終了いたしました。